



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年6月9日

座間市長 佐藤 弥斗

工事請負変更契約の締結について

次のとおり請負変更契約を締結するものとする。

- 1 工 事 名 令和6年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）
- 2 請 負 人 座間市南栗原三丁目18番13号
アイグステック株式会社関東支店
取締役支店長代理 荒井 呉 仁
- 3 請負契約金額 変更前 23億6,940万円
変更後 24億6,180万円

参考資料

契約の概要

- 1 件名 令和6年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）
- 2 履行期限 「令和8年2月19日」を「令和8年6月19日」とする。
- 3 工事場所 座間市緑ヶ丘一丁目1番2号
- 4 変更概要 北面、西面、東面のドライエリア部、塔屋及び屋上ハト小屋の外壁タイル張替作業が増加するため、9,240万円を増額し、及び履行期限を令和8年6月19日まで延伸するものである。